

横浜市住宅供給公社調達公告版

第 008 号 2019 年 11 月 19 日発行

横浜市住宅供給公社調達公告第 008 号

次のとおり、一般競争入札を行います。

横浜市住宅供給公社
理事長 二宮 智美

件名 市営勝田住宅（13・15号棟）屋上防水工事 他1件

1 入札参加資格

入札参加者は、開札日において、次に掲げる資格をすべて満たしていなければならない。

- （1）横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）に登載されている者であること。
- （2）横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- （3）工事ごとに定める入札参加資格をすべて満たす者であること。
- （4）入札に参加しようとする工事の設計図書を2（2）に定める手続により購入した者であること。

2 入札参加手続等

- （1）入札に参加するための事前の入札参加申請手続は要しない。

- （2）設計図書の購入

ア 設計図書は、イの期間に契約担当課において閲覧に供する。

イ 設計図書購入の申込期間

この公告の日から2019年11月22日（金） 17時00分まで

ウ 設計図書の購入先

工事ごとに定める。

エ 設計図書の申込み手続き

横浜市住宅供給公社総務部経営企画課掲示板又はホームページを参照すること。

- （3）1に掲げる入札参加資格の確認は、開札後に資格を確認する必要があると認める者について行う。

3 入札方法等

- （1）入札及び開札の日時及び場所については、工事ごとに定める。
- （2）入札参加者は、定められた日時及び場所において入札書を提出すること。また、郵便による入札は認めない。
- （3）入札書は設計図書の販売にあわせて交付する所定の用紙を用いること。
- （4）入札にあたっては、工事費内訳書を持参すること。当該工事費内訳書は、当公社が工事ごとに定めた設計図書（参加資料等の内訳書含む）と同程度の内容のものとし、合計金額は入札金額と一致させること。また、入札時に提出を求められた場合は、当該工事費内訳書を入札担当者へ提出すること。

なお、当該工事費内訳書は入札時以降も提出を求める場合があるので、入札後も落札決定までの期間は各自保管するものとする。

- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。
- (7) 組合とその構成員が同一工事の入札に参加することを認めない。
- (8) 入札の回数は 2 回までとする。なお、開札をした結果、各者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、予定価格と最低入札金額との差が小額であり、随意契約が可能であると判断される場合以外是不調とする。

4 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 入札資格のない者が行った入札。
- (2) 入札書が所定の日時までに提出されなかった入札。
- (3) 入札事項を表示しないとき、又は一定の金額をもって価格若しくは価額を表示しない入札。
- (4) 同一事項に対して 2 通以上あった入札。
- (5) 他人の代理をかね、又は 2 人以上の代理をした者が行った入札。
- (6) 記名押印のない入札書による入札。
- (7) 記載要領がはっきりしない入札書による入札。
- (8) 不正の行為があった入札。
- (9) 1 に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札。
- (10) 工事費内訳書の提出をしない者が行った入札、又は 3（4）の定めに従わない工事費内訳書を提出した者が行った入札。
- (11) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札書による入札。
- (12) 指定された入札箱以外の入札箱に対して行った入札。

5 入札参加資格の確認及び落札の決定

- (1) 開札後、工事ごとに定める予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）及び当該価格を発表し、落札の決定は保留する。
- (2) 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者が 2 人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。この場合、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、その者に代わり当該入札事務に関係のない公社職員をしてくじを引かせ落札候補者を決定するものとする。
- (3) 落札決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認する。
- (4) 前号に規定する確認の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
 - ア 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者とし、その旨通知する。落札者以外の入札参加者については、入札の結果を一般の閲覧に供することをもって通知に代えるものとする。

イ 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札をした者を新たに落札候補者とし、(3)の入札参加資格の確認を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(5) (3)の入札参加資格の確認にあたっては、当該落札候補者は、工事ごとに定める提出書類等を開札日((4)イにおいて新たに落札候補者になった者については、提出を求めた日)から翌営業日の午後5時までの間に提出し、また確認のために必要な指示に従わなければならない。上記期間内に書類等が提出されない場合又は指示に従わない場合には、当該落札候補者は入札参加資格を満たす者でないとし、(4)イの手続きにより落札者を決定する。

(6) (4)イの手続きにより落札候補者の入札を無効とした場合には、入札を無効とした理由を付して、当該落札候補者に通知する。

(7) 開札後、落札決定するまでの間に、当該落札候補者が横浜市指名停止を受けた場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金はこれを免除する。

(2) 契約保証金の有無については、工事ごとに定める。

7 契約金の支払方法

(1) 前払金の有無並びに部分払いの回数は、工事ごとに定める。なお、前払金は部分払いの回数に含まない。

8 その他

(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事に該当するか否かは、工事ごとに定める。

(2) 入札を執行し、落札者が決定したときは、公社の定める契約書の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成費用は落札者が負担するものとする。

(3) 配置技術者の届出後、当該工事が完成するまでの間は、当該技術者の変更はできない。ただし、技術者の変更が真にやむを得ないと認められる場合で、かつ新たに配置する技術者が、1に定める入札参加資格(変更すべき事由が生じた日を基準日とする。)を満たすと確認された場合はこの限りでない。

(4) 必要と認めるときは入札を中止することがある。

(5) 開札後、落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除いて、落札者となることを辞退することはできないものとする。

(6) 5(3)の入札参加資格とあわせて適格性の審査を行い、当該工事の請負業者としての適格性に欠ける者と認定された場合は、当該工事の契約は締結しないものとする。

なお、入札日において、横浜市入札参加資格審査申請における当該工事と同工種の元請最高請負額が当該工事の工事費(当該工事の予定価格に100分の110を乗じた額)の6割に満たず、かつ、下請最高請負額が当該工事の工事費(当該工事の予定価格に100分の110を乗じた額)の8割に満たないものは、適格性に欠ける者となるので、留意すること。

(7) 次に掲げる者であることが判明した者は契約を締結しないものとする。

ア 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条

に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号）第２３条第１項又は第２項に違反している事実がある者